

全国 113 地方自治体「行政施設における犬及び猫の引取りに関する調査」結果発表

迷子の犬猫が殺されています！「遺失物法」を適用せず処分するのは所有権侵害
犬や猫は、傘や衣類よりも早く処分されてしまう実態が明らかに
「所有者の判明しない犬猫」の殺処分までの最短保管日数の全国平均は、
犬「5.6 日間」、猫「4.5 日間」（傘や衣類は「14 日間」）
全国 36 自治体で、犬猫の殺処分後に飼い主が判明（過去 5 年間の事例）

ペットをはじめとする動物問題解決のためによりよい法律の運用・制定を目指して活動する「THEペット法塾」（所在：大阪市北区西天満 6 - 7 - 14 大阪弁護士ビル 4 階 / 代表世話人：弁護士・植田勝博）は、動物愛護センター等、行政施設に収容された犬猫の取扱い実態について、2009 年 6 月、全国 47 都道府県を含む 113 地方自治体に公開質問状を送付し、調査を行いました。

この調査結果から、**遺失動物 = “ 飼い主がいる迷子の動物 ” が、十分な所有者捜しをされないまま殺処分をされている**実態が浮かび上がってきました。

拾得物である犬猫を「動物愛護管理法」のもと自治体の動物行政で取り扱うことを定めた「遺失物法」改正から 1 年が経過しました。しかし、行政施設で飼い主を探す公示は“ 2 日間 ” と定めており（「遺失物法」では警察による遺失物の 2 週間の公告を義務付け）行政施設に引き取られた迷子の犬猫は、十分な保管期間を経ずに殺処分されています。

THEペット法塾では、遺失動物の殺処分は所有権侵害と考えます。2011 年の「動物愛護管理法」改正にむけて殺処分中心の動物行政への問題提起として、調査結果を公表します。

主な調査結果

警察から行政へ引き継がれた“ 迷子の犬猫 ” の殺処分率は、大阪府 97.7%、兵庫県 92.2%。警察署にて 2 週間の保管をしていた遺失物法改正前に比べ、保管日数が少なくなった分、飼い主への返還率が下がっていることが分かりました。

行政施設における「所有者の判明しない犬猫」の引取り理由は、「迷子の犬猫を保護」が最多の 68.2%（有効回答 110 中 75 自治体）

「迷子の犬又はねこを保護」（68.2%）が、「捨てられた犬又はねこを保護」（57.3%）を上回っており、「迷子」という認識のもとに引き取られているケースの多さが窺えます。

「所有者の判明しない犬猫」とは、“所有者がわからない犬猫”との認識が多数派の一方で、「遺失物法の適用を受ける」と答えた自治体は、20.6%（有効回答 102 中 21 自治体）

「所有者の判明しない犬猫」の定義は、「所有者がいない」（107 中 12 自治体・11.2%）に大差をつけて、「所有者がわからない」（107 中 66 自治体・61.7%）が最多。この一方で、「遺失物法の適用を受ける」は 2 割ほどに留まり、矛盾する見解が浮き彫りになりました。

「所有者の判明しない犬猫」殺処分までの最短平均日数は、犬「5.6 日間」猫「4.5 日間」

「所有者の判明しない犬猫」が殺処分までに少なくとも保管される期間は、犬・猫ともに「4 ~ 7 日間」が最多で、迷子の可能性がある動物達がわずか数日のうちに処分されています。

36 自治体で、過去 5 年間に「殺処分後に所有者が判明した」事例があります。

犬猫の殺処分後に飼い主が判明した事例（「ある」+「事例はあるが件数不明」）は、32.7%（有効回答 110 中 36 自治体）。最近では、訴訟問題に発展したケースもあり問題化しています。

< 本件に関するお問い合わせ先 >

THEペット法塾 広報デスク（プランニング・ホ-ト内）福嶋 : 06-4391-7156

THEペット法塾（植田法律事務所内）植田・細川 : 06-6362-8177

THEペット法塾 ホームページ <http://petlaw.web.fc2.com/>

調査結果

1) 迷子の犬猫の返還率

警察から行政へ引き継がれた“迷子の犬猫”は、大阪府で97.7%、兵庫県で92.2%が殺処分。
飼い主への返還率は、警察で保管していた「遺失物法」改正以前に比べて激減。

迷子の犬猫を警察が遺失物として取り扱っていた「遺失物法」改正前の統計では、兵庫県警で返還率8割超、大阪府警で変換率7割前後、静岡県警で返還率6割前後を推移していました。(参考データより) 今回の調査から、「遺失物法」改正により警察から動物愛護センター等へ引き継がれるようになった現在、迷子の犬猫の返還率は兵庫県では7.4%と激減しています。

警察庁の「平成20年中の改正遺失物法施行状況」(警察庁調べ)によれば、平成20年、14,710頭の迷子の犬猫が「遺失物法」の適用を受けず、警察から行政機関へ引き渡されています。これまで「遺失物法」の2週間保管が適用されていた遺失動物が、明らかに返還率の低い動物愛護管理法の適用を受け、飼い主に返還されるはずの犬猫までもが殺処分されていると考えられます。

問1) 遺失物法改正後、警察署において拾得者から動物愛護法に基づき引き取りを依頼され、行政機関に引き継がれた犬猫について、その引取り数、所有者に返還された数、処分(殺処分)数を記入してください。

(集計期間…平成19年12月10日~21年3月31日)

		引取り数	返還数	殺処分数	返還率	殺処分率	公示	保管
埼玉県	犬	805	316	489	39.3%	60.7%	2日間	3日間
	猫	234	0	234	0.0%	100.0%	2日間	3日間
	計	1039	316	723	30.4%	69.6%		
兵庫県	犬	178	22	156	12.4%	87.6%	2日間	4日間
	猫	118	0	117	0.0%	99.2%	2日間	4日間
	計	296	22	273	7.4%	92.2%		
大阪府	犬	4	0	4	0.0%	100.0%	2日間	7日間
	猫	82	0	80	0.0%	97.6%	2日間	3日間
	計	86	0	84	0.0%	97.7%		
福岡県	犬	302	138	164	45.7%	54.3%	6日間	7日間
	猫	31	1	30	3.2%	96.8%	6日間	7日間
	計	333	139	194	41.7%	58.3%		

【参考】警察から行政機関へ引き渡された犬猫の数(全国)

「平成20年中の改正遺失物法施行状況(全都道府県)」警察庁提供データより

動物愛護法に基づく一時預かり		
犬	猫	合計
11,505	3,205	14,710

【参考】「遺失物法」改正前の返還率(迷子の犬猫が警察で保管され、飼い主に返還される割合)

兵庫県警察		犬		猫		飼い主へ戻された件数 (拾得受理件数) - (動物愛護センター引継ぎ件数)	返還率
		拾得受理件数	動物愛護センターへ引継ぎ件数	拾得受理件数	動物愛護センターへ引継ぎ件数		
	平成17年	1,713	209	91	35	1,504	82.8%
	平成16年	1,402	176	53	18	1,226	87.4%
	平成15年	839	141	53	25	698	83.2%

大阪府警察		犬			猫		返還率
		取得受理件数	遺失者返還	その他	取得受理件数	遺失者返還	
	平成17年	5,929	4,248	1,681	270	11	71.6%
	平成16年	5,616	3,843	1,773	240	24	68.4%
	平成15年	5,209	3,481	1,728	264	23	66.8%

静岡県警		拾得受理件数		計	飼い主に戻された数	返還率
		犬	猫			
	平成17年	1,427	57	1,678	1,009	60.1%
	平成16年	1,190	26	1,385	798	57.6%

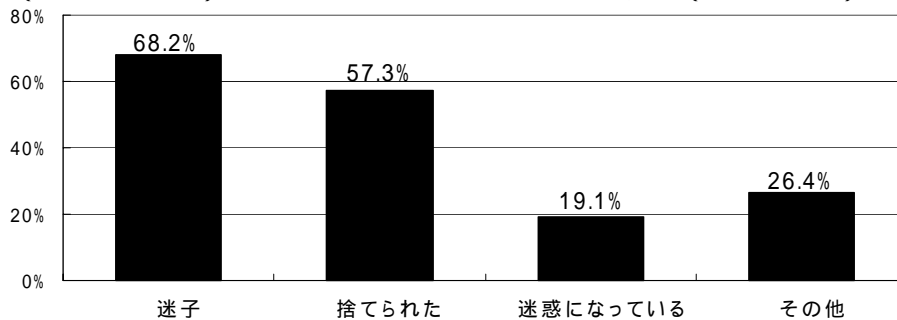
2) 全国の行政施設における犬猫の引取り理由

行政施設における「所有者の判明しない犬猫」の引取り理由について、

「迷子の犬・猫を保護」が68.2%（有効回答110中75自治体）、

「迷子の犬又は猫を保護」（68.2%）が、「捨てられた犬又は猫を保護」（57.3%）を上回る結果となり、行政では“迷子”という認識のもとに引き取られているケースの多さが窺えます。

問1 動物愛護管理法第35条第2項の規定により引取った所有者の判明しない犬又はねこについて、その引取り事由（拾得時の状況）にはどのようなものが多いですか。（複数回答可）



合計（有効回答数）	110	100.0%
迷子の犬又はねこを保護した	75	68.2%
捨てられた犬又はねこを保護した	63	57.3%
迷惑になっている犬又はねこを捕まえた	21	19.1%
その他	29	26.4%

「その他」内訳

飼い主不明のねこが生んだ子ねこの保護 20
 飼い主不明の犬又はねこの保護 8

負傷した犬又はねこの保護 1

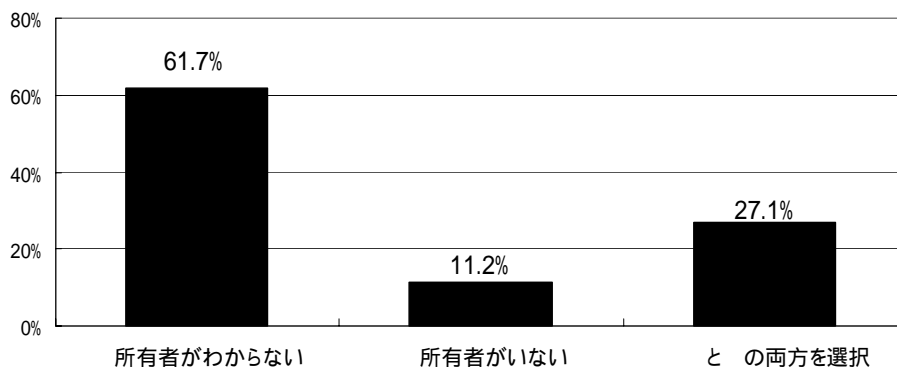
無回答他 3

行政において「所有者の判明しない犬猫」の定義は、

「所有者がいない」ではなく、「所有者がわからない」という捉え方が大多数。

「所有者の判明しない犬猫」の定義は、有効回答107中66自治体が「所有者がわからない」（61.7%）との考えであり、「所有者がいない」（11.2%）を大きく上回る結果となりました。

問2) 動物愛護管理法第35条第2項の「所有者の判明しない犬及びねこ」の定義について、どのようにお考えですか。



合計(有効回答数)	107	100.0%
所有者がわからない	66	61.7%
所有者がいない	12	11.2%
との両方を選択	29	27.1%

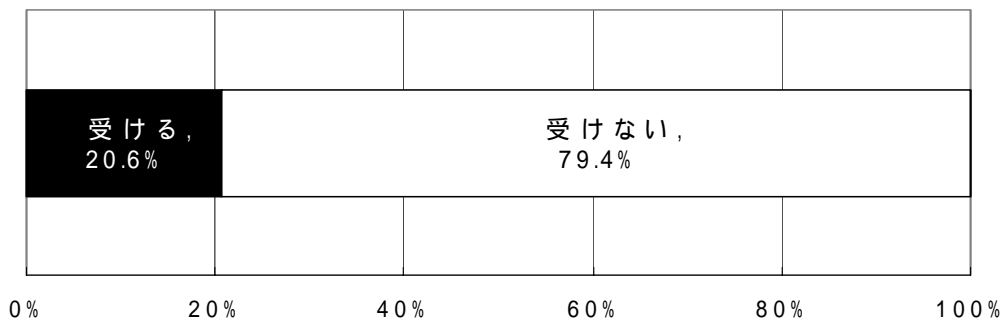
当質問は、の同時選択が多いため二者択一とはみなさず集計を実施。

無回答他 6

3) 「遺失物法」に関する意識

「所有者の判明しない犬猫」は、“所有者がわからない迷子”と認識する一方、「遺失物法の適用を受ける」と答えた自治体は、20.6%（有効回答 102 中 21 自治体）拾得物および遺失者への返還に関する扱いを定めた「遺失物法」改正後、拾得物としての犬や猫は、動物愛護管理法 35 条を適用し自治体の動物行政でも取り扱うように定めています。前ページで「所有者の判明しない犬猫」の定義は、「所有者がわからない」（有効回答 107 中 66 自治体・61.7%）との回答が大多数で、“迷子” = “落とし主が存在する遺失物”の認識を持っている自治体が多いにも関わらず、拾得した物件の遺失者への返還を定めた「遺失物法」の「適用を受ける」（有効回答 102 件中 21 件・20.6%）は、わずか 2 割ほどに留まり、「適用を受けない」（有効回答 102 件中 81 件・79.4%）が圧倒的多数の 8 割を占めました。

問 1) 「所有者の判明しない犬及びねこ」について「遺失物法」の適用を受けると考えますか？



合計(有効回答数)	102	100.0%
受ける	21	20.6%
受けない	81	79.4%

無回答他 11

THEペット法塾の見解 ～「遺失物法」とペット動物について～

これまで迷い犬猫については、1889年に制定された「遺失物法」のもと、警察が「逸走の家畜」として扱い、最低14日間の公示を行ってきました。

しかし2007年12月の「遺失物法」改正により、犬猫については「動物愛護管理法」35条を適用すれば、都道府県等行政の扱いとなり警察への届出義務が免除されることとなりました。

ところが、行政施設では「所有者の判明しない犬又は猫」については“2日間の公示”しか定められておらず、多くの迷い犬・猫が飼主のもとへ返還されず処分されています。また最近では、殺処分後に飼主が現れて賠償問題に発展するケースも増え、問題が深刻化しています。

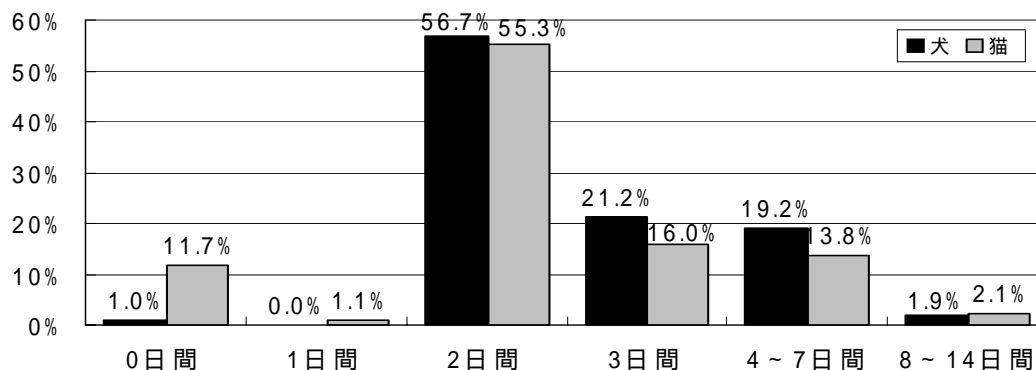
今や日本人の3人に1人がペットを飼育し、その多くがペットを家族の一員ととらえています。このような社会の中で、「遺失物法」と動物の問題は、憲法（第29条・財産権）、民法（第240条・遺失物の拾得）などの観点からも、2011年の「動物愛護管理法」見直し改正に向けて、改めて真剣な議論が必要であると考えています。

4) 遺失動物の公示と処分について

「所有者の判明しない犬猫」の飼い主を探すための公示は、犬・猫ともに「少なくとも2日間」が有効回答の過半数以上。最短公示期間の平均は、犬「3.0日間」、猫「2.6日間」。行政機関に引き取られた「所有者の判明しない犬又は猫」の飼い主を探す公示期間は、犬・猫ともに、「少なくとも2日間」が最多で過半数以上。

一方、少なくとも1週間以上の公示をしている自治体もあるが、「0日間」との回答もあり、全く公示がされていない自治体も存在しました。また「無回答」が、犬9自治体、猫19自治体に上りました。

問1) 動物愛護管理法第35条第2項の規定により、引き取った「所有者の判明しない犬又はねこ」について少なくとも何日間の公示をされていますか？

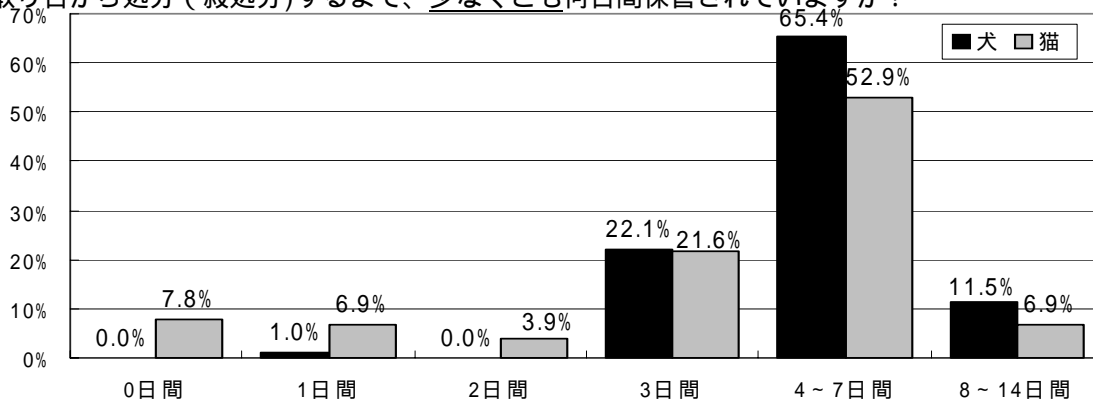


	犬		ねこ	
	数	割合	数	割合
合計 (有効回答数)	104	100.0%	94	100.0%
0日間	1	1.0%	11	11.7%
1日間	0	0.0%	1	1.1%
2日間	59	56.7%	52	55.3%
3日間	22	21.2%	15	16.0%
4～7日間	20	19.2%	13	13.8%
8～14日間	2	1.9%	2	2.1%
平均 (日間)	3.1		2.6	

無回答他 犬9、ねこ19

「所有者の判明しない犬猫」は殺処分までに少なくとも保管される期間は、犬・猫ともに「4～7日間」が最多。最短保管期間・平均は、犬「5.6日間」猫「4.5日間」で殺処分に。迷子の可能性の高い犬猫が、引き取りからわずかな日数で処分されている現状が判明しました。また猫では「0日間」(有効回答102件中8件・7.8%)という回答もありました。

問2) 動物愛護管理法第35条第2項の規定により引取った所有者の判明しない犬又はねこについて、引取り日から処分(殺処分)するまで、少なくとも何日間保管されていますか？



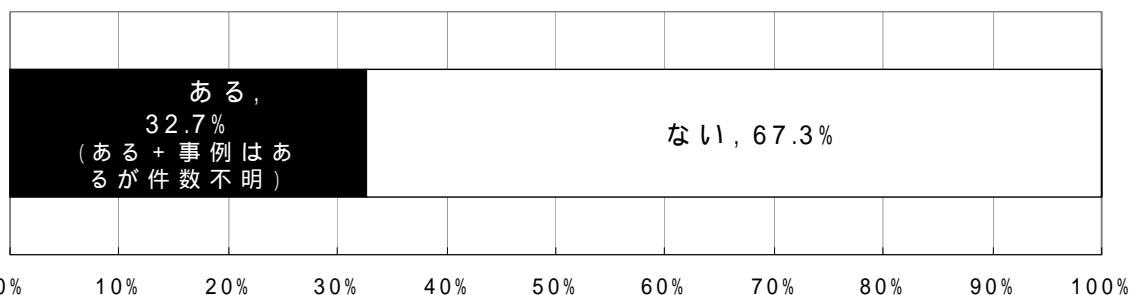
	犬		ねこ	
合計(有効回答数)	104	100.0%	102	100.0%
0日間	0	0.0%	8	7.8%
1日間	1	1.0%	7	6.9%
2日間	0	0.0%	4	3.9%
3日間	23	22.1%	22	21.6%
4～7日間	68	65.4%	54	52.9%
8～14日間	12	11.5%	7	6.9%
平均(日間)	5.6		4.5	

無回答他 犬9、ねこ11

過去5年間に、36自治体で「殺処分後に所有者が判明した」事例がある。

殺処分後に飼い主が分かった事例は、「ある」および「事例はあるが件数不明」を含めると32.7%(有効回答110中36自治体)。中には賠償問題に発展した事例もあります。

問3) 過去5年間、引取った犬又はねこを処分(殺処分)した後、所有者が判明した事例はありますか。



合計(有効回答数)	110	100.0%
ある	5	4.5%
事例はあるが件数は不明	31	28.2%
ない	74	67.3%

「ある」と答えた自治体の事例件数
1件・・・4自治体、2件・・・1自治体
無回答他 3

調査設計

調査時期 2009年6月～7月

調査対象 全国113自治体

都道府県(47)、政令指定都市(18)、中核都市(41)、保健所政令市(7)
ただし()表記の1自治体からは回答なし。

また小樽市は、動物愛護法の業務を北海道に委託している。

都道府県	政令指定都市	保健所政令市	中核都市	都道府県	政令指定都市	保健所政令市	中核都市
北海道	札幌市	小樽市	旭川市・函館市	滋賀県			大津市
青森県			青森市	京都府	京都市		
岩手県	仙台市		盛岡市	大阪府	大阪市、堺市		高槻市、東大阪市
宮城県				兵庫県	神戸市		姫路市、西宮市、 尼崎市
秋田県			秋田市	奈良県			奈良市
山形県				和歌山県			和歌山市
福島県			郡山市、いわき市	岡山県	岡山市		倉敷市
栃木県			宇都宮市	鳥取県			
茨城県				島根県			
群馬県			前橋市	広島県	広島市	呉市	福山市
東京都		八王子市		山口県			下関市
埼玉県	さいたま市		川越市	香川県			高松市
千葉県	千葉市、		船橋市、柏市	愛媛県			松山市
神奈川県	横浜市、川崎市	藤沢市	横須賀市、相模原市	高知県			高知市
新潟県	新潟市			徳島県			
静岡県	静岡市、浜松市			福岡県	北九州市、 福岡市	大牟田市	久留米市
(山梨県)				長崎県		佐世保市	長崎市
富山県			富山県	佐賀県			
石川県			金沢市	熊本県			熊本市
福井県				大分県			大分市
長野県			長野市	宮崎県			宮崎市
岐阜県			岐阜市	鹿児島県			(鹿児島市)
三重県		四日市市		沖縄県			
愛知県	名古屋市		豊田市、豊橋市、 岡崎市				

調査方法 犬および猫の引取り業務を行う行政施設(「動物管理センター」「動物指導センター」「動物保護センター」「保健所」)を持っている全国113自治体に公開質問状を送付し、112自治体より回答用紙を回収。

調査・分析 THEペット法塾

調査結果の詳しい分析については、動物法ニュース28号に掲載を予定しています

参考資料

「動物の愛護及び管理に関する法律・第35条第2項」の規定について

都道府県等(都道府県及び指定都市、地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))その他政令で定める市(特別区を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)は、犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この場合において、都道府県知事等(都道府県等の長をいう。以下同じ。)は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2項. 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置 (環境省告示26号)

4. 都道府県知事等は、法第35条第1項又は第2項の規定により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、引取り事由並びに特徴(種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪などの識別器具の種類及びそれに付されている情報等)を台帳に記入すること。この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該台帳に記入した事項を通知するとともに、狂犬病予防法第6条第8項の規定(注1)に準ずる措置を採るよう協力を求めること。ただし、他の法令に別段の定めがある場合を除き、明らかに所有者がいないと認められる場合等にあつては、この限りでない。

注1) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第8項

市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、その旨を2日間公示しなければならない。

改正遺失物法について

遺失物法

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件(埋蔵物を除く。第三節において同じ。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)第三十五条第二項に規定する犬又はねこに該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

第九条 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。

2 警察署長は、前項の規定によるほか、提出を受けた物件(埋蔵物及び第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。)が次の各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。

一 傘、衣類、自転車その他の日常生活の用に供され、かつ、広く販売されている物であつて政令で定めるもの

二 その保管に不相当な費用又は手数を要するものとして政令で定める物

* 二号の政令の規定「動物」

3 前二項の規定による売却（以下この条及び次条において単に「売却」という。）に要した費用は、売却による代金から支弁する。

4 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなす。

第十条 警察署長は、前条第一項本文又は第二項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をすることができる。

一 売却につき買受人がないとき。

二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。

三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき。

憲法 第29条1項〔財産権〕財産権は、これを侵してはならない。

民法 第240条（遺失物の拾得）遺失物は、遺失物法（平成18年法律第73号）の定めるところに従い公告をした後3箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

犬猫の引取り及び負傷動物の収容状況（平成19年度 環境省統計資料）

引き取り動物

	引き取り数		処分数	
	成熟個体	幼齢の個体	返還・譲渡数	殺処分数
犬	105,195	24,742	29,942	98,556
ねこ	54,735	151,677	6,179	200,760
合計		336,349	36,121	299,316

（注） 合計欄の引取り数は、成熟個体と幼齢の個体の計である。（幼齢の個体は離乳していない個体）引取り数の成熟個体には、狂犬病予防法に基づく抑留が含まれる。殺処分数には、幼齢個体などの保管中の病気等による自然死も含まれる。成熟個体と幼齢の個体を区別していない自治体にあつては、成熟個体に計上している。引取りと負傷動物の処分数を区別していない自治体にあつては、引取りの処分数に計上している。

負傷動物

	収容数	処分数	
		返還・譲渡数	殺処分数
犬（負傷）	2,387	545	1,683
ねこ（負傷）	10,580	364	8,772